

令和5年8月24日

令和5年

第9回米子市教育委員会定例会議案

米子市教育委員会

令和5年第9回米子市教育委員会定例会議案

目 次

- 議案第41号 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について
- 議案第42号 米子市指定有形文化財の指定に係る米子市文化財保護審議会への諮問について
- 議案第43号 米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第44号 米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 1 号

令和 4 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・
評価について

令和 4 年度教育に関する事務の管理及び執行状況について、地方教
育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第
2 6 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり点検・評価する。

令和 5 年 8 月 2 4 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

議案第 4 2 号

米子市指定有形文化財の指定に係る米子市文化財保護
審議会への諮問について

米子市文化財保護条例（平成 1 7 年米子市条例第 7 7 号）第 3 条
第 1 項の規定に基づき、次に掲げる文化財を米子市指定有形文化財
に指定するため、同条第 2 項の規定により米子市文化財保護審議会
に諮問する。

令和 5 年 8 月 2 4 日

米子市教育委員会

有形文化財（歴史資料）

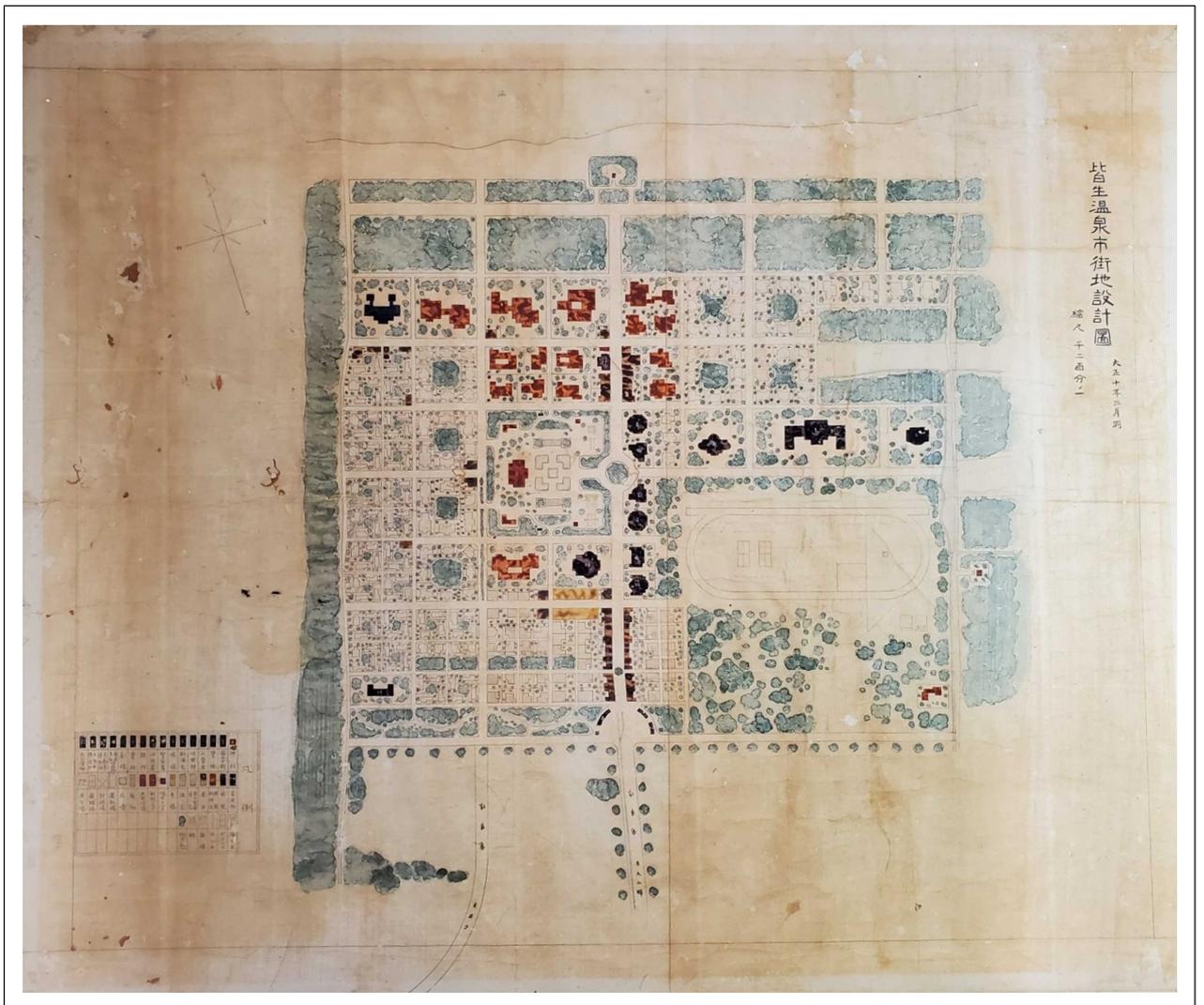
区分	種別	名称	所在地	数量	所有者
新規指定	有形 文化財	皆生温泉 市街地設 計図（折下 吉延作製）	米子市皆生温泉 一丁目 1 8 番 1	1 枚	皆生温泉観光 株式会社

令和5年度米子市文化財指定文化財候補の概要について

区分	種別	名称	所在地	数量	所有者・管理者
新規指定	有形文化財 (歴史資料)	皆生温泉市街地設計図 (折下吉延作製)	米子市皆生温泉 一丁目18番1	1枚	皆生温泉観光株式会社

【資料解説】(かいけおんせんしがいちせつけいず おりしもよしのぶさくせい)

地方振興の一環として皆生温泉開発に着手した有本松太郎は、単なる温泉開発でなく都市計画を含む一大温泉郷開発を志した。その構想を具体的に示したのが「皆生温泉市街地設計図」であり、当時、国立公園・公園計画の第1人者であった内務省技師・折下吉延(おりしもよしのぶ 1881～1966)に依頼して、大正10(1921)年に作製されたものである。本図は、その後の街路、市街区画、公園等都市計画の骨組みとなっており、皆生温泉のなりたちを物語る重要な歴史資料である。



皆生温泉市街地設計図 (縦 761 mm、横 905 mm)

議案第 4 3 号

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則の
一部を改正する規則の制定について

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和 5 年 8 月 2 4 日

米子市教育委員会

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
 米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条</u> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、<u>米子市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の一部を米子市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることに關し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(事務の委任)</u></p> <p><u>第2条</u> <u>委員会</u>は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を<u>教育長</u>に委任する。</p> <p>(1)～(15) [省略]</p> <p>(委任事務の処理の特例)</p> <p><u>第3条</u> [省略]</p> <p><u>(臨時代理)</u></p> <p><u>第4条</u> <u>教育長</u>は、<u>第2条各号に掲げる事務</u>について緊急に処理する必要があると認めるとき、<u>委員会</u>において、<u>委員会の会議を招集する時間的余裕がないとき、又は委員会の会議が成立しないときは、当該事務</u></p>	<p><u>米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>(教育長に対する事務の委任)</u></p> <p><u>第1条</u> <u>米子市教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を米子市教育委員会教育長（次条において「教育長」という。）に委任する。</u></p> <p>(1)～(15) [省略]</p> <p>(委任事務の処理の特例)</p> <p><u>第2条</u> [省略]</p> <p>[新設]</p>

を臨時に代理することができる。
2 教育長は、前項の規定により同項の事務を臨時に代理したときは、当該事務の処理の状況について、次の委員会の会議において委員会に報告しなければならない。

備考 表中の [] の記載は、注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第43号参考資料

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

(改正理由)

教育委員会の権限に属する事務について緊急に処理する必要がある場合において、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、教育長は、当該事務を臨時に代理することができることとするため、所要の整備を行おうとするものです。

(改正内容)

- 1 題名を次のように改めることとする。
米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
- 2 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることに関し必要な事項を定めるものとする。（改正後第1条関係）
- 3 教育長は、教育委員会の権限に属する事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができることとする。（改正後第4条第1項関係）
- 4 教育長は、3の事務を臨時に代理したときは、当該事務の処理の状況について、次の教育委員会の会議において教育委員会に報告しなければならないこととする。（改正後第4条第2項関係）
- 5 この規則は、公布の日から施行することとする。

(関係法令)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第25条（事務の委任等）

第1項 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

第3項 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

議案第 4 4 号

米子市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

教育に関する事務に係る「米子市行政手続における特定の個人を
識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の
議案を米子市議会 9 月定例会に提出することについて、地方教育行
政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2
9 条の規定により、米子市教育委員会の意見を求める。

令和 5 年 8 月 2 4 日

米子市教育委員会

米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年米子市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第4条関係）			
機関	事務	機関	事務
1～5	[省略]	1～5	[省略]
6	米子市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱（令和5年月日施行）による就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって、規則で定めるもの	[新設]	
別表第3（第5条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1・2	[省略]	1・2	[省略]
3	米子市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱による就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって、規則で定めるもの	情報提供機関	特定個人情報
	市長		
	次に掲げる情報であつて、規則で定めるもの		
	(1) 住民票関係情報		
	(2) 地方税関係情報		
	(3) 生活保護関係情報		
	(4) 外国人生活保護関係情報		
	[新設]		

備考 表中の「」の記載は、注記である。

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

議案第 4 4 号参考資料

米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(改正理由)

行政手続の簡素化による市民の負担軽減を図るため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、教育委員会が、個人番号を利用することができる事務として、就学援助に関する事務を追加するとともに、当該事務における特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めようとするものです。

(改正内容)

- 1 教育委員会が個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために市長が提供することができる特定個人情報として、次のとおり追加するものとする。(改正後別表第 1 の 6 の項及び改正後別表第 3 の 3 の項関係)
 - (1) 個人番号利用事務
就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって、規則で定めるもの
 - (2) (1)の事務を処理するために提供することができる特定個人情報
 - ア 住民票関係情報
 - イ 地方税関係情報
 - ウ 生活保護関係情報
 - エ 外国人生活保護関係情報
- 2 この条例は、令和 6 年 6 月 1 日から施行することとする。

(関係法令)

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成 28 年個人情報保護委員会規則第 5 号)
- 3 米子市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱(令和 5 年 8 月 1 日施行)

(参考事項)

- 1 改正の趣旨
個人番号を利用することができる事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」という。)第 9 条第 1 項及び別表第 1 に定められているが、これらに加え、同条第 2 項において、

地方公共団体の執行機関は、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に、個人番号を利用することができる」とされている。

なお、市長と教育委員会は、それぞれ同一地方公共団体の他の執行機関に当たるため、一方の執行機関の個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として、他の執行機関の個人番号利用事務に係る特定個人情報を提供する場合は、法第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づき、条例で定めることが必要とされている。

2 施行時期

今回の改正による就学援助に関する事務に係る法第19条第9号の規定による情報提供ネットワークシステムを使用しての特定個人情報の照会又は提供については、本件一部改正条例の議決後、国の個人情報保護委員会に届け出ることにより可能となる。

同委員会のスケジュールによれば、令和5年9月定例会において議決後、同年10月中旬までに当該届出を行うことにより、令和6年6月を目途に、情報提供ネットワークシステムを使用しての特定個人情報の照会又は提供が可能となる。

令和5年8月24日

令和5年

第9回米子市教育委員会定例会議案

(当日配布分)

米子市教育委員会

令和5年第9回米子市教育委員会定例会議案

目 次

議案第45号 令和5年度一般会計補正予算(補正第4回)について(教育委員会の所管に属する部分)

議案第 4 5 号

令和 5 年度一般会計補正予算（補正第 4 回）について（教育委員会の所管に属する部分）

教育委員会所管に属する令和 5 年度予算を補正する議案を米子市議会 9 月定例会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、米子市教育委員会の意見を求める。

令和 5 年 8 月 2 4 日

米子市教育委員会

（単位：千円）

年度 区分(項・目)	令和 5 年度予算額			備 考
	補 正 前 予 算	補 正 額	補 正 後 予 算 額	
【10款 教育費】	4,643,108	432,967	5,076,075	
1 教育総務費	754,135	432,967	1,187,102	
1 教育委員会費	2,606		2,606	
2 事務局費	751,529	432,967	1,184,496	
2 小学校費	1,995,418	0	1,995,418	
1 学校管理費	559,151		559,151	
2 教育振興費	159,019		159,019	
3 学校建設費	1,277,248		1,277,248	
3 中学校費	517,053	0	517,053	
1 学校管理費	268,353		268,353	
2 教育振興費	149,394		149,394	
3 学校建設費	99,306		99,306	
4 社会教育費	584,062	0	584,062	
1 社会教育総務費	118,346		118,346	
3 図書館費	164,417		164,417	
4 教育文化施設費	50,030		50,030	
7 美術館費	68,370		68,370	
10 文化財保護費	182,899		182,899	
5 保健体育費	792,440	0	792,440	
1 保健体育総務費	153,661		153,661	
4 給食施設費	638,779		638,779	
合 計	4,643,108	432,967	5,076,075	

事業の概要（令和5年度一般会計補正予算（補正第4回））

担当課 こども政策課

（単位：千円）

区分	事業名	補正予算額 (補正後)	説 明
更新	義務教育学校整備事業 (1項-2目)	432,967 (587,726)	<p>建設候補地の不動産鑑定に基づき、土地を購入する。また、当初の予定（令和6年度）より前倒しで開校準備委員会を設置し、開校にあたり必要な事項を調査・検討する。</p> <p style="margin-left: 20px;">土地購入費 382,500 千円</p> <p style="margin-left: 20px;">物件移転補償費 50,000 千円</p> <p style="margin-left: 20px;">開校準備委員会経費 467 千円</p>